

議会運営委員会会議記録（概要）

令和7年5月8日（木）

開 会（午後1時30分）

松本議長

本日、私、松本明信は、5月15日付けで議長職の辞職を表明しましたことから、それを踏まえた令和7年第2回5月臨時会議の日程等について協議をお願いします。

また、議会運営に関する事項についても協議をお願いします。

※4月1日付け人事異動に伴う職員あいさつ

事務局職員あいさつ

総務部長、秘書監、総務部次長、秘書室長、文書行政課長あいさつ

【議 事】

（1）令和7年第2回（5月）臨時会議の日程等について

① 市長提出議案の報告等

柳田総務部長

本来は、副市長が提出議案のご報告を申し上げるところではございますが、所用により欠席のため、代わりに説明させていただきます。

議案件名表のとおり、議案第50号から議案第54号の5件を提出します。

また、人事案件の議案を提出する予定であります。

（※議案第50号から議案第54号の概要を説明）

② 臨時会議予定（案）等の説明

※大島議会事務局次長が臨時会議予定表（案）に基づき説明

③ 会議日程の決定

大石委員長

議案に係る担当部長の説明の後に議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することによろしいですか。

(委員了承)

市長提出議案についての審議は、本来は委員会付託とするところですが、省略し全体審議とすることによろしいですか。

(委員了承)

その他の日程は、説明のとおりによろしいですか。

(委員了承)

(2) 議会運営に関する事項について

①所沢市議会傍聴規則と所沢市議会委員会傍聴規程の一部改正について

大石委員長

初めに、委員の皆さんには4月28日に事務局からデスクネッツにて送付させていただきましたが、こちらは全国市議会議長会が示す標準市議会傍聴規則の一部改正に伴い、所沢市議会傍聴規則と所沢市議会委員会傍聴規程を一部改正するものです。

主な改正内容としましては、帽子、マフラー等の着用を禁止する旨の規定について、傍聴の機会を制限してしまう可能性があることから削除します。

また、携帯電話等の機器については、「使用しないこと」から、「音を発しない状態にすること」に緩和する規定とします。併せて、現状に合わせた字句の整理等も行うものです。

	いずれも、令和7年5月15日を施行日とします。 何かご質問はありますか。
矢作委員	全国市議会議長会の標準市議会傍聴規則の一部改正があったとのことだが、所沢市議会として、独自に入れた部分がありますか。
大島議会事務局次長	第5条の「会期を通じて」を「定例会議及び臨時会議において」に改正する部分です。
矢作委員	第3条第2項ですが、「その他のやむを得ない事由」とはどのようなものか。
大島議会事務局次長	第3条第2項の「その他のやむを得ない事由」ですが、例えば傍聴席の破損や漏水・雨漏りなど庁舎の損壊、庁舎の建て替え・改修時の仮議場等が想定されます。
矢作委員	第3条第2項の「議長が別に定員を定める」は全国市議会議長会の標準傍聴規則がこうになっているのか。
大島議会事務局次長	そのとおりです。
矢作委員	コロナ禍で傍聴人の定員を減らしたと記憶するが、その際は議会運営委員会で確認して行ったと記憶しているがどうだったか。
大島議会事務局次長	議会運営委員会で確認をとって変更しています。
矢作委員	第3条第2項の「議長が別に定員を定める」を「議長が別に定員を定め、議会運営委員会で確認する」という文言にしてもいいのではないかと考え

	るがいかがか。
大島議会事務局次長	原案のとおりでよいと考えます。
矢作委員	第9条第2号の「示威的行為」とは何かよく分からないので、説明願いたい。
大島議会事務局次長	「示威的行為」とは、自らの意気込み、活動の勢いなどを示すことであり、例えば傍聴席で机をたたくことで暗に賛否に対してのプレッシャーをかける行為等が想定されます。
矢作委員	第9条第2号について、所沢市庁舎管理規則で禁止行為を規定しているので、改正する必要はないのではないかと。
大島議会事務局次長	案としてご提案させていただいておりますが、ご協議によって変更しないことも可能と考えます。
矢作委員	会派としては、第9条第2号については改正する必要はないのではないかと。また、第10条第1号及び第2号について、改正前の第9条第1号で「議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。」と包括して規定しているので、改正する必要はないのではないかと考えます。
谷口委員	最近いろいろ議場のロビー等であったりしたので、個別具体的に記載しておいたほうが良いと思うので、原案のとおりでいいと思う。
矢作委員	会派の考えを補足しますが、庁舎管理規定には示威的行為という表現がないので、庁舎管理規則があるのに議会のほうがそれ以上に制限をかけて

いくことはどうなのかということで、庁舎管理規則が守られていればよいのではないかとということで削除と提案している。

また、委員会傍聴規程の第7条第2号は削除してほしいということと、第8条第1号及び第2号は、旧規程の第8条第1号で包括されているのではないかと会派でも議論しているので付け加えさせていただきます。

休 憩（午後1時55分）

再 開（午後1時57分）

大石委員長

委員長からの提案ですが、ただいま共産党所沢市議団から提案がありましたので、確認の上、5月15日の議会運営委員会で議論させていただきたいと思います。

先ほど施行日を5月15日と申し上げましたが、6月1日とし、6月定例会議に合わせて変更したいと考えますので、そのようなことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

中井委員

傍聴証の裏の注意事項の記載内容についても、示威的行為と記載されているので変更したほうがいいのではないかと考える。

②常任委員会及び特別委員会と一般質問のあり方について

大石委員長

常任委員会及び特別委員会と一般質問のあり方についてですが、こちらについては昨年11月25日開催の議会運営委員会で議論をさせていただ

きましたが、一般質問について緩和したほうがいいのではないかとご意見がありまして、年明けに再度議論をしますということで残っていた協議項目です。このことについてどのように議論したらよいかご意見はありますか。

中井委員

2月12日の議会運営委員会で確認したことだが再度確認しますが、特定事件などのテーマを他の委員会の委員が一般質問してはいけないと言われたと私は捉えたが、議事録を読むと委員長から何人も同じ質問をしても同じ回答になって重複しないよう配慮しましょうとの回答だった。なので、同じテーマでも別の角度から質問することはやぶさかでないということでよいか。

大石委員長

それは、同じ質問を同じ定例会の中で行っていくと、職員の負担にもなっていくものと考えてるので、あまり重複しないようにしていきましようというのは、既に議会運営委員会の申し合わせ事項で確認しているところで、多分そのことを言っていると思いますが、今回議論していることは、一般質問をなるべく緩和しましょうという中で、委員会の特定事件や特別委員会のテーマに関することは良識に任せることにするという決まりの中で慣例的に行っておりますが、もう少し緩和していきましようと議論しているわけです。

矢作委員

基本的には、議員の質問権があるので、それを狭めていくことはないほうがいいということは先輩議員から聞いてきた話で、議運の中でも繰り返して議論があったと認識しているが、会派で意見交換する中で議員が重大な

問題があったときに複数の議員がいろんな角度から質問をしていくことで中身が掘り下げられて行って答弁が変わってくるという場合があると先輩議員から聞いてきたことであるが、今、中井委員が発言したことで言うと、例えば特別委員会で総合計画などをやるわけでそうするとそれに関する質問が全てできないとなると、ちょっとよろしくないと思うので、その辺は良識に任せることという理解でいいのか。

大石委員長

今は良識に任せるという範囲の中で、いろいろ確認をしながら進めている状況ですので、なるべく知恵を出し合ってこれを緩和する方向で議論していきたいという提案です。

矢作委員

一般質問について会派で意見が出でいたことだが、エントリーすると質問事項が重複することがあるが、そのようなときに最初に質問した議員がいるとその後の議員は質問を控えているが、そこについてもこの良識の範囲ということで構わないということか。

大石委員長

今、矢作委員がおっしゃっているのは別で決まっていることで、この常任委員会と特別委員会の話はまた別の話です。

矢作委員

一つだけ確認だが、例えば一般質問で重複したからといって取り止めなければいけないという決まりはないという理解でよいか。

大石委員長

同じ項目だとしても、内容が違うことを質問すれば基本的に取り止める必要はないと思われます。

では、この件についても5月15日にもう一度各会派と調整しながら議論を進めたいと思います。

③委員長報告のあり方について

大石委員長

次に、委員長報告のあり方についてです。

現在、委員長報告の前に委員会会議録が公開されていることに伴い、議会運営に関する申し合わせ事項において「委員長報告において、全会一致で可とされた議案等については、質疑、意見を簡潔に報告することとし、賛否が分かれた議案等については、質疑、意見の論点を要約して報告する」としていることから、委員長報告の内容は簡略化されておりますが、先日の正副委員長連絡協議会の中で、委員長報告のあり方について協議をお願いしたい旨の発言がありましたので、議題とします。

島田議員から発言があったと思われますので、同じ会派の長谷川委員から何かご意見はございますか。

長谷川委員

お時間をいただきたい。

休 憩（午後2時09分）

再 開（午後2時12分）

大石委員長

ただいま参考にお手元に配付しましたが、「委員長報告の簡略化」ということで、これまでの経緯を示した資料となります。

長谷川委員

現状では、賛成の意見がありましたとか、反対の意見がありましたと表現されるが、賛成の意見だけど反対のニュアンスのようなちょっと苦言を呈しているということもあると思われるが、その簡略化した報告だとその

ようなニュアンスが伝わりにくいのではないかとということで、分かるように説明したほうがいいのではということである。

矢作委員

2月定例会で、私は予算常任委員会で委員長報告させていただいたが、委員長の業務としては非常にボリュームがあるが、私としては委員長報告は、障害の方やいろいろな方がいるので、報告を聞くと内容が分かるようにするべきと考えるが、委員長報告の簡略化については、委員長の裁量の範疇であると思うので、先ほどの委員長報告の簡略化の資料を拝見し経緯が確認できたのでいいのかなと思う。

大石委員長

これまでも、このことについては委員長の裁量権ということで委員長報告がなされていますので、次の委員長にさきがけさんより意見がありましたということでお伝えしたいと思いますので、これで議論は終わりにしたいと思います。

④議会運営委員会の申し送り事項について

次に、議会運営委員会の申し送り事項についてですが、議会運営委員長として作成しました次の議会運営委員会へ申し送る事項の案を事前に送付しております。

「4 委員長報告のあり方について」は、先ほど議論をしたので、削除し訂正したいと思います。

こちらの内容について何かご意見ございますか。

矢作委員

確認ですが、1のところに執行部への負担軽減とあるが、それを説明していただきたい。

大石委員長

執行部の負担軽減につきましては、通年会期制を導入する趣旨の中で入っていたものと認識しておりますので、これにつきましては総括という項目で入れましたので、今回通年会期制を導入したことで執行部への負担軽減は出来たのかということを総括でご議論していただきたいということです。

では、他にご意見はないようですので、先ほどお伝えしたように「4 委員長報告のあり方について」は削除して、議会運営委員会への申し送り事項は1から3までとすることよろしいですか。

(委員了承)

(3) その他

長岡委員

前定例会で一般質問を行って気になったことがあって、その時の答弁が、前回の定例会の誰々議員にお答えしたとおりですという答弁だった。今定例会で質問がかぶっているなら分かるが、今、若者にも政治に興味を向けさせるような動きがある中で、もう少し丁寧にやっていただきたいと思います。

大石委員長

では、このことは意見として議長にお伝えします。

散 会 (午後2時21分)

議 会 運 営 委 員 会

令和 7年 5月 8日（木）

開 会	午 前 ・ 午 後	1時 30分
散 会	午 前 ・ 午 後	2時 21分
場 所	全員協議会室	
委 員 長	大 石 健 一	✓
副 委 員 長	亀 山 恭 子	✓
委 員	斉 藤 かおり	✓
〃	長 岡 恵 子	✓
〃	中 井 めぐみ	✓
〃	矢 作 いづみ	✓
〃	長谷川 礼 奈	✓
〃	川 辺 浩 直	✓
〃	粕 谷 不二夫	✓
〃	谷 口 雅 典	✓
〃	中 毅 志	✓
〃	入 沢 豊	✓
議 長	松 本 明 信	✓
副議長	石 本 亮 三	✓

●説明員等出席表

【議会運営委員会】 令和 7 年 5 月 8 日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
総務部		部長	柳田 晃芳
秘書室		秘書監	安藤 善雄
総務部		次長	榎本 崇義
総務部	文書行政課	課長	萩原 達雄
秘書室		課長	松崎 清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	瀧澤 恵
議会事務局	事務局次長	大島 光治
議会事務局	主査	松本 正英
議会事務局	主査	谷口 周
議会事務局	主査	山玉 和男
議会事務局	主任	宮地 亮太
議会事務局	主任	入江 亮
議会事務局	主任	並木 大和